

## 令和5年2月 小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年2月10日(金) 午後2時00分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
  - 第1 議事録署名人の指名
  - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
  - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告第3号 農地所有適格法人要件の確認について
4. 会議に出席した委員(23名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸
3番 大中 久敏	4番 (欠員)
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二
7番 白水 壽徳	8番 田竈 新
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二
5. 会議に欠席した委員(0名)
6. 会議に出席した事務局職員(3名)

- 会長 定例総会の開催にあたり、一言、ごあいさつ申し上げます。  
暦の上では「立春」となっておりますが、まだまだ寒さも厳しいところ  
です。  
また、新型コロナウイルス感染症の感染者が、減少傾向になって  
おりますが、今までと変わらず、感染症対策をお願いするとともに、  
体調管理には十分注意されますよう、お願いいたします。  
このような中、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。  
本日は、議案5件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎  
重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長 ただいまの出席委員は23名で委員定足数に達しております。  
よって、令和5年2月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いた  
しましたので開会いたします。  
ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査を  
お願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よ  
ろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、議席番号15番委員、同じく16番委員を指  
名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

- 議長 これより日程第2、議案の審議を行います。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件  
を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申  
請について、提案理由のご説明を申し上げます。  
議案書の1ページをご覧ください。  
番号1と番号2は農地の交換に関する案件となっております。  
まず、番号1は、下西鯨坂地内の田1筆です。

3条による交換移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は耕作が不便のため、譲受人は耕作が便利になるため所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、光行地内の田1筆です。

3条による交換移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は耕作が不便のため、譲受人は耕作が便利になるため所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、8件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1及び番号2は、同一案件ですので、一緒に説明いたします。

番号1及び番号2は、三沢地内の畑2筆です。

建築条件付き宅地分譲として転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、上・下水道管が埋設されている市道に面しているほか、申請地から概ね500メートル以内にりんご歯科、さくら歯科の2つの医療施設が存するため、農地区分としては第3種農地となります。

土地利用計画図をご覧ください。開発地の中央部分に開発道路が新設され、その周囲に8区画の分譲地をつくる計画となっています。

南側の市道内に上・下水道管が来ていますので、新たな道路内に公共上・下水道管を結びつける計画となっています。

また、雨水排水については、新設の道路の側溝を介して、南側の市道側溝へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号3から議案書3ページの番号5までは、同一案件ですので、一緒に説明いたします。

番号3から番号5までは、大崎地内の畑4筆です。

(申請地の西側の宅地を含めて、) 建売住宅を建築するため転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分ですが、西鉄天神大牟田線西鉄小郡駅を中心とする半径1キロメートル以内に位置しております。

西鉄小郡駅から概ね1キロメートル圏内に位置し、宅地化率40%以

上が確保されていることから、第2種農地に区分されます。

第2種農地になりますと候補地比較が必要となりますが、直ぐ北側に集落が接続していることもあります。候補地比較もなされていることから、立地基準を満たすこととなります。

なお、申請地の周囲の境界には、コンクリートブロックを設置し、中央部分に開発道路を新設する計画となっています。

その開発道路の周囲に6区画の建売住宅を建築する計画となっています。西側の県道内には公共上・下水道管が来ておりますので、開発道路を介して県道内の上・下水道管に接続する計画となっています。

また、雨水排水については、新設道路の側溝を介して東側の既設水路へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、番号6は、大崎地内の畑1筆です。

露天駐車場として申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、議案番号3などと同様に、第2種農地となります。

計画図をご覧ください。申請地の南側の非農地部分と一体利用を行う計画となっています。従いまして、こちらの案件は第2種農地の代替地検討ということは無く、南側の非農地部分と同一利用するというものに該当し、立地基準を満たすものとなります。

なお、給水は発生せず、雨水排水については、西側の県道側溝へ排水する計画となっています。

駐車場については、今の状態で使用し、アスファルト舗装などは計画されていないようです。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

次に、議案書4ページ、番号7は、稲吉地内の畑1です。

露天駐車場として申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、農地の広がりから、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内に在る農地のため、第1種農地に区分されます。

第1種農地は原則不許可となりますが、譲受人は同一集落の中

に居住するとともに、(申請地は)業である建設業の事務所となっています。

周辺地域に居住する者の業務上必要な施設で、なおかつ集落に接続して設置されるものについては、第1種農地に該当しても例外規定に該当します。こちらの案件は、今回、該当することとなり、立地基準を満たすこととなります。

土地利用計画図をご覧ください。周囲、南側、東側については農地が残ることになりますので、境界に空洞ブロックを設置する計画となっています。

また、駐車場として利用する部分については、砕石仕上げを行うこととなっています。なお、勾配を南側が高く、北側は低くし、雨水が北側の方に流れるような造成を計画しています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

次に、番号8は、山隈地内の畑1筆です。

露天資材置場とするため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、農業振興地域内の農用地、通称「青地」と呼ばれる農地ですので、原則として、農地転用は出来ないこととなりますが、こちらにも、例外規定というものがありまして、今回は、3年以内の一時転用としての利用ですので、例外規定に該当します。よって、立地基準を満たすこととなります。

借受人は公共工事を請け負われておりまして、それに伴う現場事務所、資材置場となっています。

雨水排水については、集水枿を南側県道の道路側溝に排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

なお、番号1から番号8までは、先月開催しました地区会議においても、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、八坂地内で現在、農業用倉庫となっている3筆です。

平成19年10月総会においてご審議いただき、同年10月に県より許可が下りた案件です。

許可後、法人の農業用倉庫が建築されましたが、平成21年に転用許可が下りている畑の一部が分筆され、(農業用倉庫用地として)宅地となったものと畑のまま残ったところになりました。

(位置図で場所の説明)

現況図をご覧ください。当初の転用面積は備考欄に記載しています「変更前転用面積」となります。実際には、許可後、倉庫が建築されましたが、倉庫部分のみの転用となっております。

(それ以外は、)許可は受けたものの、造成も何もされず畑のまま利用している所となります。

今回の議案の内容としては、当初計画で許可を受けていたとこ

ろですが、実際、農業用倉庫として利用している所に変更しますというものです。

残りについては、許可をいただいた後には、農地として利用していくこととなります。

事業計画の変更の内容については以上となります。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

また、先月開催しました、地区会議におきましても、了承を頂いております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。第3号議案について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転3件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書6ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計



画の承認、所有権移転について、ご説明します。

番号1は、大板井地内の田1筆、井上地内の田1筆、合計2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号2は、三沢地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から購入されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号3は、下西鯨坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から購入されるものです。

(位置図により場所の説明)

以上、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

これで、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしていただきましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転3件について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認す

るとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく  
お願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。  
質疑を行います。何かありませんか。  
(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第4号について、原案のとおり決定す  
ることに賛成の委員は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第4号は原案通り承認いた  
します。

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農  
用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、事務局よ  
り提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用  
集積計画の承認、利用権設定について、3件の提案理由の説明をい  
たします。

議案書7ページをご覧ください。

番号1は、横隈地内の田3筆、乙隈地内の田2筆、合計5筆です。  
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、  
期間、賃借料の説明)

本来、11月に諮るべき案件でしたが、申請が遅れたため、今月  
の設定となったところです。

番号2は、干潟地内の田3筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、  
期間、賃借料の説明)

本来、11月に諮るべき案件でしたが、申請が遅れたため、今月  
の設定となったところです。

議案書8ページをご覧ください。

番号3は、赤川地内の田1筆です。  
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、

期間、賃借料の説明)

本来、11月に諮るべき案件でしたが、申請が遅れたため、今月の設定となったところです。

以上、3件については、先月開催しました地区会議に於いて報告し、ご確認・ご了承を頂いております。

これで、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長 よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、第1分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願います。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。

報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の9ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出19件につきまして報告いたします。

番号1は、八坂地内の田1筆です。

売買のために、合意解約されたものです。

番号2は、乙隈地内の畑2筆です。  
借り人の都合のため、合意解約されたものです。

番号3は、上岩田地内の田1筆です。  
貸し人の都合のため、合意解約されたものです。

議案書10ページ、番号4は、大板井地内の田1筆、井上地内の田1筆、合計2筆です。

売買のため、合意解約されたものです。

次に、番号5から議案書15ページ番号19までは、同一区域内の案件となっています、松崎地内の畑29筆です。

開発予定区域のため、貸し人の都合のため、合意解約となっているところです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の16ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、横隈地内の畑1筆です。  
建売住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

次に、報告第3号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。

また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、議案書17ページ番号1～議案書26ページ番号9まで、9団体の報告をご覧ください。

それぞれ、農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、それぞれの「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、番号1から番号9まで、それぞれ全ての要件を満たしておりましたので、それぞれ「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、無いようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和5年2月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和5年2月10日（木） 午後 2時39分閉会